

# 豊田市農業委員会議事録

令和4年8月29日、豊田市農業委員会 横条 鈞は、令和4年8月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎7階、南72委員会室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第52号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第55号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第56号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第57号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第58号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 議案第59号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について（変更）
- 議案第60号 農地利用最適化に関する意見書の提出について
- 議案第61号 農地利用最適化推進委員の辞任について
- 議案第62号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (15名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	—————	
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治	—————		12番	中島 匡代
—————		14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
—————		17番	林 如実	18番	杉田 雅子
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (4名)

6番	近藤 和人	11番	梅村 貢司	13番	加知 満
16番	浅見富士男				

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主査	井上 貴道	主査	伊藤 寿信	主査	鈴木 彩
主査	岩月 彰弘				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、6番、近藤和人委員、11番、梅村貢司委員、13番、加知満委員、16番、浅見富士男委員、以上4名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

15番、伊藤政和委員、17番、林如実委員、以上2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第52号から第62号までの審議案件11件とその他の報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第52号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第52号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

64番、天王町の件。

担当推進委員の光岡委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

65番、枳塚西町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

66番、上郷町の件。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

67番、山中町の件。

担当推進委員の田中委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

68番、時瀬町の件。

担当推進委員の市村委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

69番、惣田町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件について、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第52号で上程されました6件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第52号は承認決定されました。

令和4年議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

12番、竹元町の件、自己用住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

なお、一般基準については、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第53号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。  
よって、議案第53号は適当である旨、承認されました。  
令和4年議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

134番、高崎町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区  
に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、135番、千足町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断  
基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんして  
いる区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。な  
お、以降同基準は、10ヘクタール未満の一団の農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の  
目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 2件とも問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、136番、渡刈町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断

基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、137番、竜神町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、土橋駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、138番、堤町の件、放課後等デイサービスです。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、139番、西岡町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 138番、139番、異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、140番、駒新町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、141番、亀首町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、142番、加納町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、143番、高町の件、宅地造成（地区計画）です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 3件とも特に問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、144番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、145番、岩倉町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、146番、足助町の件、車庫・石積土留めです。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、147番、伊保町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

横桑委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第54号で上程されました14件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第54号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第55号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第55号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

6番、和会町の件、変更内容は事業期間延長です。

本件は、令和3年9月22日付で、粘土採掘及び残土処分場として第5条許可を得ました。申請地にて採掘された粘土は、住宅建築等に利用される予定でしたが、コロナショック及びウッドショックの影響により、粘土の出荷先の建設関連会社から出荷制限が出された時期があり、当初の計画から工程が遅れております。現在は出荷制限なく搬出ができているため、工事期間を延長したく、本申請に至りました。

お願いします。

為井委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第55号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第55号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第56号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第56号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。  
8番、渋谷町の件。

担当推進委員の鈴木委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

9番、大島町の件。

担当推進委員の近藤委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

10番、保見町の件。

担当推進委員の渡邊委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。  
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第56号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。  
よって、議案第56号は承認決定されました。  
令和4年議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」。  
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計

画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和4年9月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第57号資料①は、利用権の総括表になります。議案第57号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第57号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3番、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和4年9月1日ですが、貸借の終わりはそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、12筆、7,589平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第57号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第57号は承認決定されました。

令和4年議案第58号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第58号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

別紙 A 4 の資料、3 ページから 22 ページを御覧ください。

今回、小原、松平、足助、旭地区の合計で 852 筆、34 万 8,424.41 平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第 30 条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 58 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 58 号は承認決定されました。

令和 4 年議案第 59 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等の変更について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和 4 年議案第 59 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等の変更について」。

農業委員会による最適化活動の推進等についてに基づき策定し、令和 4 年 6 月 30 日付で承認されました以下の目標の設定等について、別紙のとおり変更を承認する。

具体的な変更点について説明をいたします。

当日配付資料の23ページをお願いします。

令和4年度最適化活動の目標の設定等ですが、こちらの23ページについては変更点はございませんので、説明を省略いたします。

24ページをお願いします。

1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題の現状欄の数値、その下の②目標の数値、全てを変更いたしております。

変更理由については、6月時点では、集積目標は本市が作成した指針によればいいと解釈しておりましたが、7月に入り、農水省から見解が示され、指針では不可で、県基本方針または市基本構想によらなくてはならないことが判明いたしました。そのため、市基本構想で示す集積目標に沿って、改めて設定することとしました。

ただ、市基本構想の集積目標は、目標年度は令和12年度とし、集積率は、農地面積全体に対するものではなく、農用地面積に対するものであったため、これに合わせ、②目標欄の各数値は全て農用地面積ベースに変更いたしました。それに合わせまして、①現状欄についても農用地面積ベースに変更しました。

次に、(2)遊休農地の解消のところを御覧ください。

②目標、ア、a、緑部分の遊休農地の解消の表中にある解消目標面積について、6月時点では光岡推進委員の担当区域分を入れていなかったのを、今回加えて、2.2ヘクタールに変更いたしました。

変更理由については、3月に改正されました最適化交付金の交付要綱においては、推進委員1人でも、年一月でも、一日も活動していない月があった場合、当該農業委員会への全交付金はないという連帯責任の規定があったため、辞任の申出のありました光岡推進委員の担当区域分につきましては除外をしておりました。

しかし、7月に入りまして、農水省が交付金の要綱を再改正し、連帯責任の規定を削除したため、光岡推進委員の担当区域分についても加えることとしたためです。

次の25ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進、②目標、新規参入への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積につきまして、6月時点では、各推進

委員が目標設定した新規参入貸付けに関する同意面積を合計した数値です、11.2ヘクタールとしておりました。

しかし、こちらについても、7月に入り、農水省から見解が示され、上段に記載のある権利移動面積の過去3年間、平成28年度から平成30年度の平均値の1割以上でなければならないということでした。したがって、200.3ヘクタールの1割以上である20.03ヘクタールに変更をしております。

次に、その下、2、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標を御覧ください。

右側です。農地利用最適化推進委員の人数については、6月時点の44人から45人へ変更をしました。先ほど説明したとおり、光岡推進委員分を加えたことによるものです。

最後に、(3)新規参入相談会への参加目標を御覧ください。

新規参入相談会への参加回数は、6月時点と同じ、1回としておりますが、開催時期及び相談会名、内容等について変更しました。

変更理由は、こちらも7月に入りまして、農水省が見解を示し、相談会については、都道府県や市町村のほか農水省等が開催する新規就農フェア、新規就農に向けた説明会、研修会等を想定していると示されたため、改めて県と市に確認し、記載の内容で県が開催するとのことでしたので、それに変更をいたしました。

説明は以上になります。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第59号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第59号は承認決定されました。

令和4年議案第60号「農地利用最適化に関する意見書の提出について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第60号「農地利用の最適化に関する意見書の提出について」。

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、豊田市長に対し、農地等の利用の最適化に関する意見書について、別紙のとおり決定する。

今回、議案として提出させていただいたのは、豊田市長へ意見書を提出する前に、この意見書の内容が農業委員会の総意であることを諮るべきであると考えたからです。

提出する意見書は、本日お手元に配付させていただきましたホチキス留めの、こちらのものになります。こちらの内容について、全て読み上げることはいたしません。

意見の要旨について簡単に御説明いたします。

まず、中山間部を説明いたします。

1枚目、ページでいうと2ページ、1枚目の上段、2つ目の項目を御覧ください。

中山間地対策に関しては、既に農業基盤整備、農村の生活環境整備、農業経営資金助成等、国、県による多様な事業が存在します。地域及び担い手側でこうした施策への申請を行うことは基本ですが、豊田市において、こうした施策の総合的なコーディネート機能を高め、地域へ提案できるような対応を要望します。

また、市単独で毎年一定額の予算措置を行い、中山間地農地条件改善への姿勢を明示していただくことを要望します。

次に、下段の平野部を説明いたします。

下段の最後の緑色の四角があるところを御覧ください。

目標地図素案作成のための農業者、農業委員会、JA等関係機関の協議の場

への設置の支援と、目標地図素案の策定後は、豊田市として、明確化された守るべき農地を尊重していただくことを要望します。

説明は、以上になります。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第60号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第60号は承認決定されました。

令和4年議案第61号「農地利用最適化推進委員の辞任について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案61号「農地利用最適化推進委員の辞任について」。

農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の辞任について、別紙のとおり決定する。

当日配付資料の26ページを御覧ください。

本日、議案を提出するのは、記載のとおり、光岡進推進委員が健康上の理由により、継続的に最適化活動を行うことが困難であるとの本人からの申出があったためです。

辞任日は令和4年8月31日です。

説明は以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第61号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第61号は承認決定されました。  
令和4年議案第62号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第62号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」。  
農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、農地利用最適化  
推進委員の委嘱について、別紙のとおり決定する。  
当日配付資料の27ページを御覧ください。  
本議案を提出するのは、記載のとおり、篠田信寛氏が逢妻地区の農地利用に  
精通し、最適化の推進に熱意と識見を有するためです。  
委嘱日は令和4年9月1日です。  
説明は以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。  
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第62号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

す。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第62号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案16ページ及び別紙配付資料28ページ及び29ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案17ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

60番、花園町の案件から62番、山中町の案件までの3件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案18ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

2番、高町の案件については、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

32番、若林東町の共同住宅の案件から、20ページを御覧ください、36番、永覚新町の自己用住宅までの5件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案21ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

92番、栄町の自己用住宅の案件から、28ページを御覧ください、120番、昭和町の自己用住宅の案件までの29件について、いずれも市街化区域内

農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時33分)

議事録署名者

---